

第13回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年6月25日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期決定について
- 第3 会務報告
- 第4 報告第36号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 5件
- 第5 報告第37号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について 1件
- 第6 報告第38号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について 6件
- 第7 議案第56号 現況証明願について 2件
- 第8 議案第57号 農業振興地域整備計画の変更について 3件
- 第9 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
- 第10 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 第11 議案第60号 農用地の買入協議に係る要請について 3件
- 第12 議案第61号 農用地利用集積計画の作成の要請について 16件
- 第13 議案第62号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
(案)について 1件
- 第14 議案第63号 職員の出向について
- 第15 議案第64号 職員の任用について

○出席委員(14名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 澁谷 洋 君 | 2番 高松 俊男 君 | 3番 高原 文男 君 |
| 4番 橘 澄子 君 | 6番 甲斐やす子 君 | 7番 森田 享子 君 |
| 8番 大泉 義明 君 | 9番 渡邊 裕義 君 | 10番 平間 清 君 |
| 12番 熊谷 英二 君 | 13番 津野 斉 君 | 14番 笛木 眞一 君 |
| 15番 高橋 政寿 君 | 16番 佐瀬日出夫 君 | |

○議事参与の制限を受けた委員(3名)

- 番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(2名)

- 5番 嶋中 勝 君 11番 類瀬 正幸 君

○その他出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 相撲 浩信 君 | 振興係長 若松 務 君 |
| 主任 高橋 望 君 | 主事 湊谷 省吾 君 |

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第13回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時14分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

15番・高橋君 3番・高原君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第13回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第36号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第36号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。



○振興係長（若松 務君） はい。

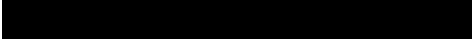
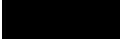
報告第36号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告致します。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり5件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字上多和原野基線63-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,369㎡外1筆、合計の面積が14,669㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年5月1日。



契約期間は、平成25年5月1日から平成35年4月30日まで。

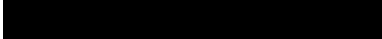
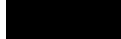
賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年5月22日であります。

なお、番号2から番号4まで設定内容が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

合わせて、番号2から番号3まで、契約年月日、契約期間が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字上多和原野西1線35-23。

地目、登記簿、原野。



現況、畑。

面積、5,537㎡。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年6月8日であります。

なお、番号3につきまして、賃貸人、賃貸借の解約が合意された年月日が、番号2と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号3。

賃貸人、、さん。



土地の表示、字上多和原野西1線35-24。

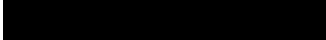
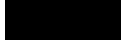
地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,547㎡外1筆、合計の面積が23,318㎡です。

番号4。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字標茶82-121。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,485㎡外19筆、合計の面積が333,133㎡です。

契約年月日は、平成22年5月31日。

契約期間は、平成22年5月31日から平成32年5月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年6月8日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件は報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、**■**番・**■**君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（**■**君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号5について説明をさせていただきます。

賃貸人、**■**、**■**
■さん。

賃借人、**■**、**■**さん。

土地の表示、字オソツベツ570-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、26,740㎡外15筆、合計の面積が563,034㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年3月4日。

契約期間は、平成28年3月4日から平成37年12月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年6月15日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号5について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第36号内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第37号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第37号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第37号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、 [redacted]、 [redacted] さん。

申出面積、29.9ha。

指名年月日、平成30年6月11日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第37号内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第38号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第38号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第38号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり6件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

報告年月日、平成30年5月1日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄218-13。

現況地目、畑。

面積、131,173㎡。

価格、4,287,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員であります平間委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

報告第38号、番号1について報告致します。

平成30年3月9日に、あっせん委員の指名があり、平成30年4月23日に嶋中委員、澁谷委員、高松委員、高橋委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された嶋中委員より、[REDACTED]さんの価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年5月1日に、役場中会議室において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[REDACTED]さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、橘委員、大泉委員、森田委員。

報告年月日、平成30年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、宇虹別原野726-1。

現況地目、畑。

面積、71,813㎡となっております。

価格、3,465,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

番号2につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第38号、番号2について報告致します。

[REDACTED]さんよりあっせんの申出があり、平成30年3月28日に、あっせん委員の指名があり、平成30年4月20日に大泉委員、森田委員、橘委員と私と事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長には私が互選されました。

[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年5月8日に [REDACTED] [REDACTED]において第1回あっせん委員会を開催し、地元農地部会を中心に調整をいただき、 [REDACTED]さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、[REDACTED]番・[REDACTED]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（[REDACTED]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、湊谷委員。

あっせん委員、平間委員、高橋委員。

報告年月日、平成30年5月2日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ原野450-1。

現況地目、畑。

面積、12,951㎡。

価格、238,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続いて土地の所在、字オソツベツ253-5。

現況地目、畑。

面積、5,862㎡。

価格、42,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続いて土地の所在、字オソツベツ254-1。

現況地目、畑。

面積、13,709㎡外3筆、合計面積は52,942㎡。

価格、1,365,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続いて土地の所在、字オソツベツ258-1。

現況地目、畑。

面積、50,650㎡外1筆、合計面積は95,243㎡。

価格、2,994,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金。

続いて土地の所在、字オソツベツ297-3。

現況地目、畑。

面積、14,442㎡外9筆、合計面積は372,674㎡。

価格、3,679,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、資金借入。

合計18筆、合計面積は539,672㎡、合計の価格が8,318,000円となっております。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

報告第38号、番号3について報告致します。

平成30年3月29日に、あっせん委員の指名があり、平成30年4月23日に平間委員、高橋委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年5月2日に[REDACTED]において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望

者を調整したところ、[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

（[]君復席）

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

報告年月日、平成30年5月7日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人 北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字ヌマオロ原野26-1。

現況地目、畑。

面積、18,932㎡外27筆、合計面積は740,043.33㎡。

価格、23,713,000円。

一時貸付予定者、[]さん。

続いて土地の所在、字ヌマオロ原野東1線82-1。

現況地目、畑。

面積、23,298㎡外2筆、合計面積は62,576㎡。

価格、1,799,000円となっております。

一時貸付予定者は、[]さんとなっております。

合計31筆、合計面積は802,619.33㎡、合計の価格が25,512,000円となっております。

番号4につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、ご報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋。

報告第38号、番号4について報告致します。

平成30年3月29日に、あっせん委員の指名があり、4月23日に澁谷委員、高松委員、平間委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[]さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ましたので、5月7日に[]におきまして、第2回あっせん委員会を開催、買受希望者を調整したところ、[]さんと[]さんに決定しましたが、譲渡人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、標茶町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号5について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、高松委員、大泉委員。

報告年月日、平成29年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-2。

現況地目、畑。

面積、20,429㎡外5筆、合計面積は206,534㎡。

価格、7,592,000円。

一時貸付予定者、[redacted]さん。

続いて土地の所在、字上オソツベツ原野基線74-1。

現況地目、畑。

面積、20,519㎡外1筆、合計面積は53,704㎡。

価格、825,000円。

一時貸付予定者、[redacted]さん。

合計8筆、合計面積は260,238㎡、合計の価格が8,417,000円となっております。

番号5につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第38号、番号5について報告致します。

平成29年4月21日に、あっせん委員の指名があり、4月26日に高松委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[redacted]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、5月8日に[redacted]におきまして、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、[redacted]さんと[redacted]さんに決定しましたが、譲渡人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、標茶町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

（[redacted]君復席）

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号6について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[redacted]、[redacted]さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、嶋中委員、高橋委員。

報告年月日、平成29年11月22日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字オソツベツ408-6。

現況地目、畑。

面積、7,371㎡外5筆、合計面積は111,596㎡。

価格、4,880,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて土地の所在、字上オソツベツ原野基線67-1。

現況地目、畑。

面積、31,209㎡。

価格、940,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

合計7筆、合計面積は142,805㎡、合計の価格が5,820,000円となっております。

番号6につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

報告第38号、番号6について報告致します。

平成29年11月13日に、あっせん委員の指名があり、11月16日に嶋中委員、高橋委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定しまして、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので、11月22日にXXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲渡人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、標茶町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第38号内容6件は報告のとおり承認されました。

◎議案第56号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第56号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第56号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、宇西熊牛原野西2線90-4。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、17,436㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

外3筆、合計面積が96,579㎡となっております。

所有者名、申請者名共に■■■■さん。

調査委員は、嶋中委員、森田委員、渡邊委員、笛木委員。

調査年月日は、平成30年6月6日となっております。

なお、調査結果につきましては、9番・渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第56号、番号1について報告致します。

5月29日付けで、調査依頼がありまして、6月6日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、嶋中委員、森田委員、笛木委員、そして私と事務局からは相撲局長、若松係長と現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料の1ページから3ページをご覧ください。

今回の現況証明対象地は、黄色で色塗りをしている土地4筆で、隣接地の94-1や94-4、122などの地目が、原野となっておりますので、証明願の対象とはなってはおりません。

なお、航空写真で、大きく2つの草地に見えると思いますが、その間に崖があり、高さ10メートルほどあり直接行き来は不可能でした。

なお、過去の経過についても、必要と判断致しましたので、事務局から説明をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

■■■■氏についてなんですけれども、昭和55年に離農をされております。

その際、農地のほとんどは処分されております。

そして、昭和50年4月に、当時農業委員会で発行してございました、現地目証明というのがあり

まして、そちらを取得され火山灰採取を開始しております。

その後、毎年4月にですね、火山灰採取の対象の土地を現地目証明を取りながら、採取を続けていらっしやいまして、証明の内容としては原野という証明内容であります。

昭和63年に制度が少し変わり、現在の現況証明願という形に変わっております。

昭和63年に現況証明願を1回取得されて、それ以後の証明は受けておりませんが、それまでの現地目証明の対象地となっていた地番は、93-1と94-1で証明されており、原野として証明されておりますが、そこから少しずつ掘削を進められ、現在の状況になったということでございます。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） はい。

現地調査の結果ですが、3ページに示した赤線囲み部分については、30年以上更新されていないという現状を見て隣接農地との距離もなく、条件不利地でもなく、農地採草放牧地以外であると認められないと判断を致します。

なお、それ以外の部分は砂利採取後の保全のための緑化を致しましたが、農地として利用した経過や賃貸料などの収益があった経過もなく、客土の量や土地の傾斜地等にも問題があり、湿地化しておりますので、未利用地として農地採草放牧地以外であると判断を致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

現地調査の結果の通り、一部についてのみ、農地採草放牧地以外であると認定し可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1について、一部についてのみ、農地採草放牧地以外と認定することで可決致しました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2。

土地の所在、字中チャンベツ原野467-6。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、91㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名、申請者名共に■■■■さん。

調査委員は、甲斐委員、橘委員、類瀬委員、津野委員。

調査年月日は、平成30年6月11日であります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第56号、番号2について報告致します。

6月5日付けで、調査依頼があり6月11日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、橘委員、類瀬委員、津野委員と、事務局からは若松係長と私で現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料の4ページから5ページをご覧ください。

この土地は、過去から未利用地であり、農地として利用したことのない場所であります。

現地調査の結果、農地、採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第56号、内容2件は一部についてのみ、農地採草放牧地以外として認めることとし、番号2については原案可決されました。

◎議案第57号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第57号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第57号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字栄 1 1 3 番地 4。

現況地目、畑。

面積、16,396㎡の内、624㎡。

事業計画の名称、移動通信新設工事LTE基盤。

事業主体、[redacted]、[redacted]さん。

事業開始、平成30年6月12日。

事業の規模等、鉄塔等1式。

土地所有者、[redacted]さん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

他法令の許認可の見通しは、ありません。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお番号1につきましては、熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷。

議案第57号、番号1について報告致します。

6月14日に事務局より調査の依頼があり、6月21日に甲斐委員、橘委員と私、事務局より相撲局長と湊谷主事とで現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから9ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[redacted]さんが携帯電話の基地局を設置するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野61線105番地1。

現況地目、畑。

面積、36,407㎡。

事業計画の名称、農業用施設整備。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎803.88㎡、パドック8,874㎡、ロール置場3,600㎡、スタック3,000㎡、作業敷地20,081.5㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第57号、番号2について報告致します。

6月11日に事務局より調査の依頼があり、6月18日に大泉委員、熊谷委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから12ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、[REDACTED]で酪農を営む[REDACTED]さんが、取得予定地に農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字雷別121番地7。

現況地目、畑。

面積、11,201㎡の内4㎡。

事業計画の名称、携帯電話用無線基地局新設工事。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

さん。

事業開始、平成30年7月1日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第57号、番号3について報告致します。

6月14日に事務局より調査の依頼があり、6月21日に熊谷委員、橘委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから16ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが、携帯電話の基地局を設置するため、農振農用地域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第57号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第58号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請についてを内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。



○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第58号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

貸付人、、さん。

借受人、、さん。

土地の所在、字阿歴内26-7。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、39,335㎡外1筆、合計面積は111,017㎡。

契約の種類、賃貸借(許可の日から10年間)。

権利移転設定の理由、相手方要望、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金240,000円。

世帯員又は構成員、貸付人が6名、借受人が2名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が751,790㎡うち借入地156,097㎡、借受人が609,128㎡、うち借入地が全地となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、調査委員であります津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第58号、番号1について報告致します。

6月11日に、事務局より調査依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のさんは、相手方の要望により農地を貸付、借受人のさんは粗

飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[]さんが申請地を取得後の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの農地所有面積は申請地を含め、合計面積が約72haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項の要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） はい。

あの、[]さんの借入地の総面積が、上と下同じですが、間違えないのでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 齊君） はい。

間違いございません。

○会長（佐瀬日出夫君） よろしいですか。

○8番（大泉義明君） はい。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2につきましてご説明させていただきます。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野11線西11-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,030㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、双方利便性のため交換する。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が2,117,898㎡、譲受人が972,344㎡うち借入地が289,486㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

続いて番号3。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字西標茶76-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,293㎡となっております。

以降の項目は、番号2と同じでありますため説明を省略させていただきます。

なお、番号2、3につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第58号、番号2、3について報告致します。

5月29日に、事務局より調査の依頼があり、6月10日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、双方の利便性向上のため、農地を交換し、効率的に農地を使用するため今回の申請となりました。

権利を取得する[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが申請地の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、確認しております。

今回の申請地は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの所有地に隣接する農地の取得ですので、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2から番号3まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号4についてご説明させていただきます。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字奥熊牛原野基線5-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、2,545㎡外20筆、合計面積が123,723.06㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、双方利便性のため交換する。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人も2名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が2,117,898㎡、譲受人が533,106㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

続いて番号5。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野19線東28。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、48,766㎡外11筆、合計面積は254,027㎡となっております。

以降の項目につきましては、番号4と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号4、5につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 7番・森田君。

○7番(森田享子君) 7番・森田です。

議案第58号、番号4、5について報告致します。

6月5日に、事務局より調査の依頼があり、6月11日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、XXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさん、双方の利便性向上のため、農地を交換し、効率的

に農地を使用するため今回の申請となりました。

権利を取得する■■■■さんと■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

■■■■さんと■■■■さんが申請地の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、確認しております。

今回の申請地は、■■■■さんと■■■■さんの所有地に隣接する農地の取得ですので、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号5まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） はい、あの土地の交換ということなんですけれども、面積的に倍の面積の差があるんですけども、土地の交換の他、金銭的な交換があるのかないのか。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） ありません。

利便性を追求されたそうです。

○会長（佐瀬日出夫君） よろしいですか。

○2番（高松俊男君） はい。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件は原案可決されました。

以上をもって、議案第58号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第59号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

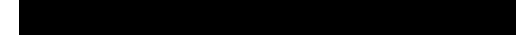
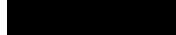
○農地係（湊谷省吾君） はい。

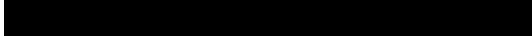
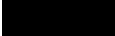
議案第59号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

所有者、、さん。

転用者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 6 1 線 1 0 5 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、36,407㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、所有権移転。

転用目的、牛舎、パドック、スタック、ロール置場施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、牛舎 1 棟 803.88㎡、パドック 2 棟 8,874㎡、スタック 5 棟 3,000㎡、
ロール置場 3,600㎡、作業敷地 20,081.5㎡。

事業費、5,247,604円。

調査委員につきましては、大泉委員、熊谷委員、笛木委員に依頼しておりますが、報告を笛木委員よりお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第 59 号、番号 1 について報告いたします。

6 月 11 日に事務局より調査の依頼があり、6 月 18 日に大泉委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長と、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料 10 ページから 12 ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、で酪農を営む、さんで、貸主の さんの土地を取得、農業用施設の建設を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました 14 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第59号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第60号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第11。議案第60号、農用地の買入協議に係る要請について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで、内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第60号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成29年4月20日。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,429㎡外7筆、合計面積が260,238㎡となっております。

続いて番号2。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成29年11月10日。

土地の所在、字オソツベツ408-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,371㎡外6筆、合計面積が142,805㎡。

続いて番号3。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成30年1月11日。

土地の所在、字ヌマオロ原野26-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,932㎡外30筆、合計面積が802,619.33㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号3まで内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第60号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第61号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第61号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容16件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、■番・■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第61号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり16件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

■さん

利用権の設定等をする者、■、■さん。

土地の所在、字オソツベツ原野450-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,951㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年6月27日。

対価の支払期限は、平成30年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、238,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましてはあっせん案件のため、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（[黒] 君復席）

お諮り致します。

番号2から番号7まで、内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号7まで、内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[黒]、[黒]さん。

利用権の設定等をする者、[黒]、[黒]さん。

土地の所在、字オソツベツ258-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,650㎡外1筆、合計の面積は95,243㎡。

利用権設定の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年6月27日。

対価の支払期限は、平成30年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、2,994,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号5まで、利用権の設定等をする者が、番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

あわせて、番号3から番号7まで、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ253-5。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、5,862㎡。

対価の支払期限は、平成30年7月31日まで。

価格は、42,000円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ254-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,709㎡外3筆、合計の面積が52,942㎡。

対価の支払期限は、平成30年7月31日まで。

価格は、1,365,000円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ297-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,442㎡外7筆、合計の面積が298,682㎡。

対価の支払期限は、平成30年8月31日まで。

価格は、3,531,000円となっております。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字栄218-13。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、131,173㎡。

対価の支払期限は、平成30年7月31日まで。

価格は、4,287,000円となっております。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野726-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、71,813㎡。

対価の支払期限は、平成30年9月30日まで。

価格は、3,465,000円となっております。

番号2から番号7まで、すべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2から番号7まで内容6件について事務局の説明を

終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

番号5についてですけれども、その前の報告38号の番号3の案件の■■■■さんの面積の合計と、今の部分で2筆、合わないんですけれども。

○会長(佐瀬日出夫君) 農地係・湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい、笛木委員がおっしゃる通り、あっせんの結果の部分の■■■■さんと2筆合わないんですけれども、その合わない2筆分についてですけれども、農振の部分の地番が入っていないので、農振に入っていないと利用集積の売買ができないため、今回2筆分除かせていただいて、3条という方法で今後売買するような形になりますので、来月以降の部分で申請があがるかと思えます。

なので、2筆分は今回入っておりません。

○会長(佐瀬日出夫君) よろしいですか。

○14番(笛木眞一君) はい。

○会長(佐瀬日出夫君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号7まで、内容6件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号8から番号10まで、内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号10まで、内容3件を一括議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(■■■■君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■

■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字阿歴内原野南3線138-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,955㎡外1筆、合計の面積は59,204㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年6月27日から平成33年6月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年6月27日。

金額は、年間150,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9、番号10につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の始期、土地の引渡時期、支払方法が番号8と同じです。説明を省略させていただきます。

番号9。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内19-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、154,470㎡外1筆、合計の面積は234,691㎡。

利用権の期間終期は、平成40年6月26日まで。

金額は、年間675,000円となっております。

番号10。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。

土地の所在、字塘路256-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、2,040㎡外17筆、合計の面積は373,090㎡。

利用権の期間の終期は、平成31年6月26日まで。

金額は、年間1,044,400円となっております。

なお、番号8、9、10につきまして、橋委員に現地調査を依頼しております。

調査結果についてご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・橋君。

○4番（橋澄子君） 4番・橋です。

議案第61号、番号8、9、10について報告致します。

6月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月15日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借り受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、番号8から番号10まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。


これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号10まで内容3件については原案可決されました。

(君復席)



続いて番号11を議題と致します。

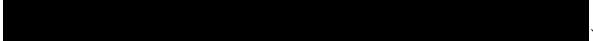
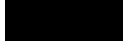
事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号11について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,581㎡外4筆、合計面積は85,567㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年6月27日から平成40年6月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年6月27日。

金額は、年間144,544円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11につきましては、澁谷委員に依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 1番・澁谷君。


○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷。

議案第61号、番号11について報告致します。

6月11日付けで調査依頼がありまして、6月14日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、休農のため農地を賃貸借するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、

耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号12について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字クチョロ185-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、33,318㎡外3筆、合計面積は71,289㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年6月27日から平成35年6月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年6月27日。

金額は、年間106,933円となっております。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきましては、澁谷委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果についてご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷。

議案第61号、番号12番について報告致します。

6月11日付けで調査依頼がありまして、6月14日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、休農のため農地を貸付するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利

用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号13について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中オソツベツ19の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、50,368㎡外1筆、合計の面積は74,840㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年6月27日から平成40年6月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年6月27日。

金額は、年間120,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号13につきまして、高松委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松。

議案第61号、番号13について報告します。

6月11日付けで調査の依頼がありまして、6月13日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けるものであります。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号13について事務局の説明、並びに現地調査にあられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

お諮り致します。

番号14から番号15まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号14について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上多和原野西1線35-23。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、5,337㎡。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年6月27日から平成40年6月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年6月27日。

金額は、年間17,700円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号15につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号14と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号15。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字上多和原野西1線35-24。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,547㎡外1筆、合計の面積は23,318㎡。

金額は、年間74,600円となっております。

なお、番号14、15につきましては、大泉委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第61号、番号14、15について報告致します。

6月11日付けで調査依頼がありまして、6月24日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさん、XXXXXXさんは、相手方の要望により、農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号14から番号15まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号16について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字標茶82-121の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,910㎡外13筆、合計の面積は171,838㎡です。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年6月27日から平成40年6月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年6月27日。

金額は、年間430,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号16につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、調査結果について、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第61号、番号16について報告致します。

6月11日に事務局より調査の依頼があり、6月18日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、借受者の経営移譲に伴う新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の要望のために農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号16について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

以上をもって、議案第61号、内容16件は原案可決されました。

◎議案第62号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第62号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第62号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた農用地利用配分計画（案）、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ570-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、26,740㎡外15筆、合計面積は563,034㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、始期平成30年8月10日、終期平成37年12月23日。

土地の引渡時期は、平成30年8月10日。

金額、年間1,138,000円、10aあたり約2,021円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込みとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

この案件ですが、[REDACTED]さんは今年新規就農された方だと思えますけれども、これ[REDACTED]の土地と、中間管理機構の方で契約を結んでいたのではないのかなと思えますけれども、解約等はやらないで直接この譲渡すということになるんですか。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

今回の議案の報告第36号の番号5に、この農業公社と[REDACTED]さんの解約がありまして、この分がこの中間管理事業で、[REDACTED]さんが借りられる分の土地になります。

今回、解約と同時にこの配分計画（案）ということで、経営地となる部分の議案もものっているということでもあります。

○会長（佐瀬日出夫君） よろしいですか。

○1番（澁谷 洋君） はい。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第62号、内容1件は原案可決されました。

続きまして、追加案件が配布されておりますので、審議を行います。

◎議案第63号

○会長（佐瀬日出夫君） 議案第63号、職員の出向についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） 議案第63号について説明させていただきます。

職員の出向について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員の出向について承認を求めるものであります。

1. 出向する者の職氏名及び生年月日

振興係長 若松 務。

昭和43年9月12日生。

2. 出向発令年月日

平成30年7月1日。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第63号は承認されました。

◎議案64号

○会長（佐瀬日出夫君） 続いて議案第64号、職員の任用についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） 議案第64号について説明させていただきます。

職員の任用について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員として任用したいので承認を求めるものであります。

1. 任用する者の職氏名及び生年月日

振興係長 小幡裕也。

昭和50年9月15日生。

2. 任用年月日

平成30年7月1日。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。
以上をもって、議案第64号は承認されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第13回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第13回標茶町農業委員会総会を閉会致します。
どうも御苦労さまでした。

（午前12時05分閉会）